⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告３⑶に定めるところにより申請書等を作成のうえ提出し、競争参加資格を有することについての確認を受け、本公告３⑷に定める日時に入札書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、申請書等の内容に関する契約責任者からの照会があった場合には説明しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyosuke Honma Director General of Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the products to be procured : 17

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Unit of Brush Type Road Cleaning Truck (A)

⑷　Delivery period : It is 180 days from the next day of the contract day.

⑸　Delivery place : Miyakonojo Operation Offices, West Nippon Expressway Company Limited

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :

①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

③　have one of following track records or proof about the Brush Type Road Cleaning equipment (the Japan Highway Public Corporation, the west, inside and East Nippon Expressway incorporated company specification, or more than equivalent) which is an active portion after the 2002 fiscal year.

・The track record manufactured as a manufacturer or the track record which manufactured as a manufacturer and was supplied by the agency can be proved.

・There is a track record supplied as an agency or proof which can be supplied as an agency.

④　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned.

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 17 May 2012 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 16 May 2012)

⑻　Time-limit for tender : 11 : 00 A.M., 29 June 2012 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M. , 28 June 2012)

⑼　Contact point for the notice : Makoto Takeda Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1—4—2 Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 810—0001 Japan TEL 092—717—1745

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月25日

（契約責任者）西日本高速道路株式会社

九州支社長　本間　清輔

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40

○第10号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　佐賀高速道路事務所管内受電所における電気需給

①　東脊振インター　契約電力　50kw　年間予定使用電力量　235,008kwh

②　城原トンネル　契約電力　79kw　年間予定使用電力量　136,380kwh

③　佐賀大和インター　契約電力　110kw　年間予定使用電力量　566,208kwh

④　小城トンネル　契約電力　93kw　年間予定使用電力量　230,232kwh

⑤　馬神トンネル　契約電力　101kw　年間予定使用電力量　236,406kwh

⑥　武雄北方インター　契約電力　56kw　年間予定使用電力量　251,082kwh

⑦　杵島トンネル　契約電力　90kw　年間予定使用電力量　298,026kwh

⑧　潮見トンネル　契約電力　95kw　年間予定使用電力量　182,344kwh

⑨　川登サービスエリア　契約電力　382kw　年間予定使用電力量　1,736,538kwh

⑩　武雄南インター　契約電力　65kw　年間予定使用電力量　328,794kwh

⑪　佐世保三川内トールバリア　契約電力　96kw　年間予定使用電力量　398,358kwh

⑫　三川内トンネル　契約電力　52kw　年間予定使用電力量　137,070kwh

⑬　天神山トンネル　契約電力　149kw　年間予定使用電力量　300,858kwh

⑭　佐世保大塔インター　契約電力　67kw　年間予定使用電力量　349,386kwh

事務所管内合計　受電所箇所　14箇所　年間予定使用電力量　5,386,690kwh

※数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　使用期間　平成24年８月１日０時00分から平成25年７月31日24時00分まで

⑸　需給場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は、電気需給期間の１月毎に、契約上使用できる電気の最大電力(以下「契約電力」という。)に対して入札者が設定する単価を契約電力（kw）に乗じて得た基本料金（円／月）及び予定使用電力量に対して入札者が設定する単価を予定使用電力量（kwh）に乗じて得た従量料金（円／月）をそれぞれ１年間合計した総和の金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を記載すること。ただし、入札金額には、入札者が発電に必要とする燃料費（平成24年５月時点）を含むものとする。

なお、落札価格は、入札書に記載された入札金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれ見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか))の写しを提出できる者であること。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

⑹　電気供給をした実績を有すること。